

宮古市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
19年度	人 58,726	千円 24,330,687	千円 469,276	千円 5,104,121	% 21.0	% 21.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

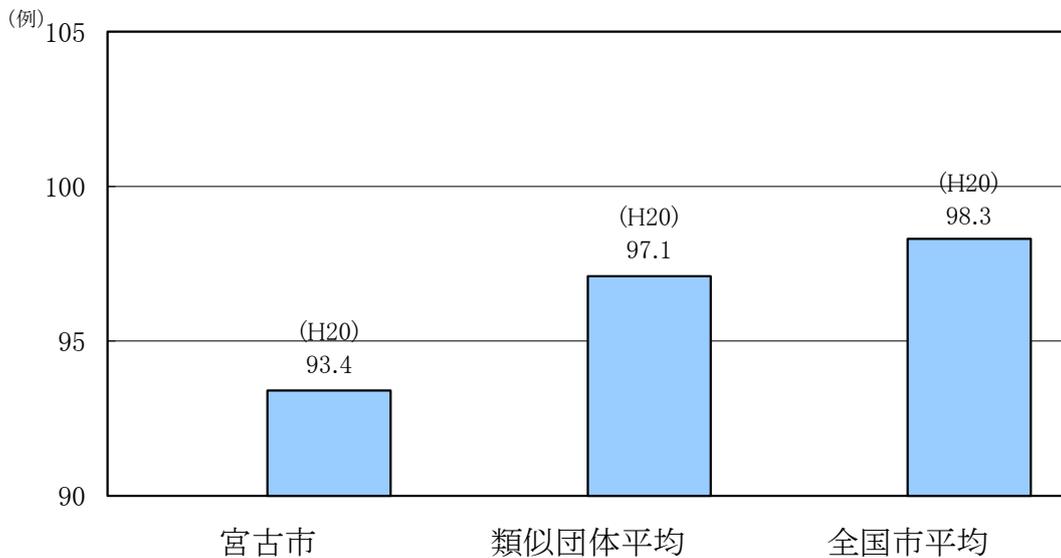
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 568	千円 2,203,363	千円 318,999	千円 930,646	千円 3,453,008	千円 6,079	千円 6,323

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

○この給与・定員管理等についての公表は、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について（平成19年9月7日付け総務省自治行政局公務員部長通知）に示された様式により作成しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮古市	43.5 歳	327,751 円	373,420 円	351,183 円
岩手県	42.8 歳	340,919 円	401,409 円	372,957 円
国	41.1 歳	325,113 円	— 円	387,506 円
類似団体	43.9 歳	340,746 円	398,421 円	373,445 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮古市	45.3 歳	103 人	299,992 円	324,398 円	316,755 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	45.3 歳	31 人	300,813 円	315,290 円	308,598 円	調理士	41.6 歳	218,400 円	144.4%
うち 清掃職員	46.6 歳	20 人	307,705 円	338,195 円	337,505 円	廃棄物処理 業従業員	43.6 歳	299,700 円	112.8%
うち 自動車運転手	42.0 歳	18 人	279,828 円	321,638 円	306,371 円	自家用乗用 自動車運転 者	50.2 歳	215,000 円	149.6%
岩手県	46.8 歳	371 人	315,631 円	351,244 円	339,581 円	—	—	—	—
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	— 円	320,623 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	58 人	311,102 円	341,983 円	328,639 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮古市	—	—	—
うち 学校給食員	5,181,865 円	3,012,200 円	172.0%
うち 清掃職員	5,619,244 円	4,170,000 円	134.8%
うち 自動車運転手	5,090,904 円	2,818,500 円	180.6%

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。(平成17年～19年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		宮古市	岩手県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成20年4月1日現在)

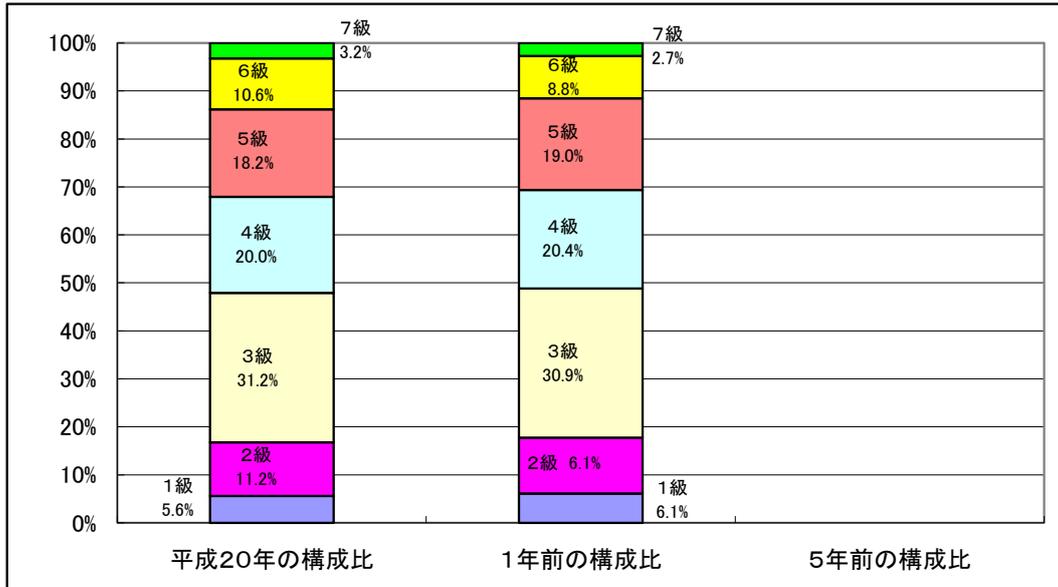
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,250 円	284,466 円	350,266 円
	高校卒	207,133 円	254,600 円	295,625 円
技能労務職	高校卒	198,133 円	239,266 円	269,450 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	11 人	3.2 %
6 級	課長・主幹	36 人	10.6 %
5 級	副主幹	62 人	18.2 %
4 級	主査	68 人	20.0 %
3 級	主任	106 人	31.2 %
2 級	主事	38 人	11.2 %
1 級	主事	19 人	5.6 %

- (注) 1 宮古市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、一部を除いて昇給区分に差をつけなかった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮古市	岩手県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,580 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,790 千円	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

人事評価が未実施であるため、成績率に差をつけず、一律の支給 (6月 71/100、12月 74.5/100) を行った。

(2) 退職手当 (平成20年4月1日現在)

宮 古 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
勸奨退職時特別昇給(昇給の号給数は8号)					
1人当たり平均支給額	8,991 千円	24,532 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		2,931 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		976,924 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	14 %	0 人	16 %
大阪市	12 %	0 人	13 %
名古屋市	12 %	0 人	12 %
福岡市	8 %	0 人	9 %
仙台市	5 %	0 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %
医師及び歯科医師	15 %	3 人	13 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
名古屋市	12 %	12 %
福岡市	10 %	10 %
仙台市	6 %	6 %
札幌市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		18,992 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		107,297 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		28.1 %	
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	市税の賦課・徴収業務	月額 2,200円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症等の病原体等への防疫作業	日額 420円
社会福祉業務手当	福祉事務所の現業を行う職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司	ケースワーカーの業務	月額 6,500円
社会福祉施設勤務手当	保育所、児童館に勤務する職員	児童の養護に関する業務	月額 2,100円
医師手当	診療所の医師、歯科医師	診療、検診、病理、細菌の検査等の業務	月額 所長 240,000円 副所長 150,000円
夜間看護等手当	診療所に勤務する看護師、准看護師等	深夜の看護業務	1回につき 4時間以上 3,300円 2時間～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
医学研究手当	診療所の医師、歯科医師	医事に関する調査及び試験研究業務	月額 医師 500,000円以内 歯科医師 150,000円以内
往診手当	診療所に勤務する医師、看護師、介助者	往診業務	医師 往診料の50/100 看護師、介助者 往診料の10/100
死体処理手当	福祉事務所の現業を行う職員、感染症の防疫に従事する職員、診療所の看護師、補助者	行旅死亡人、感染症等による死亡者の処理、診療所での死亡者の処置業務	1体につき 行旅死亡人、感染症等の死亡者の処理 1,700円 診療所での死体の処置 1,500円
特殊自動車運転手当	運転技士	特殊自動車の運転業務	日額 作業時間3時間以上 250円 作業時間3時間未満 125円
滞納処分従事手当	税務担当職員	市税の滞納処分業務	1件につき 330円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	日額 180円
保健業務手当	保健師、看護師、准看護師	保健、予防業務	月額 1,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	132,965 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	211 千円
支給実績(平成18年度決算)	142,109 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	217 千円

(6) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目 月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場 合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,0 00円が加算される。	同じ	—	77,792 千円	233,609 円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を 負担している場合、家賃の額に 応じ月額27,000円まで 2 自宅居住者 月額 3,000円(新築、購入から 5年以内)	異なる	国: 自宅居住者 2,500円	22,849 千円	177,124 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ 月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応 じ月額35,000円まで	異なる	交通機関 等利用者 の限度額 並びに 自家用車 等利用職 員の通勤 距離区分 と支給額	43,089 千円	83,184 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 20,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,100円 その他の職員 4,200円	同じ	—	9,725 千円	35,491 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	異なる	国: 勤務1時間 当たりの給 与額の算定 に、初任給 調整手当、 月額で定め られる特殊 勤務手当を 含まない。	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務 した場合 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	—	855 千円	106,839 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円 診療所長、同副所長 35,400円 ～54,500円 (経過措置による加算有り)		国: 俸給の特別 調整額として 支給	24,825 千円	551,659 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要 により、週休日、休日に勤務した場合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧のため、国 又は他の地方公共団体等から派遣さ れた職員に支給 1日につき3,970円～6,620円			0 千円	0 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用さ れた職員に対して支給 月額306,900円以内	異なる	国: 医療(一)の 適用者以外 も対象とな りうる	9,105 千円	3,034,933 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむ を得ず配偶者と別居することとなった 職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加 算有り)	同じ	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市区町村長	664,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	(830,000 円)	1,007,000 円 / 492,500 円			
	副市長	603,000 円	817,000 円 / 552,000 円		
	(670,000 円)				
報 酬	収入役	- 円	- 円 / - 円		
	(- 円)				
	議長	401,000 円	690,000 円 / 330,000 円		
	(339,000 円)				
期 末 手 当	副議長	339,000 円	620,000 円 / 272,300 円		
	(320,000 円)				
	議員	320,000 円	560,000 円 / 247,500 円		
	(円)				
退 職 手 当	市区町村長	(平成19年度支給割合)			
	副市長	3.3	月分		
	収入役				
	(円)				
備 考	議長	(平成19年度支給割合)			
	副議長	3.3	月分		
	議員				
	(円)				
備 考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×42.5/100×在職月数	16,932,000円	任期ごと	
	収入役	給料月額×24.5/100×在職月数	7,879,200円	任期ごと	
	(円)				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 市町村合併後は、収入役の職を置いていない。

6 職員数の状況

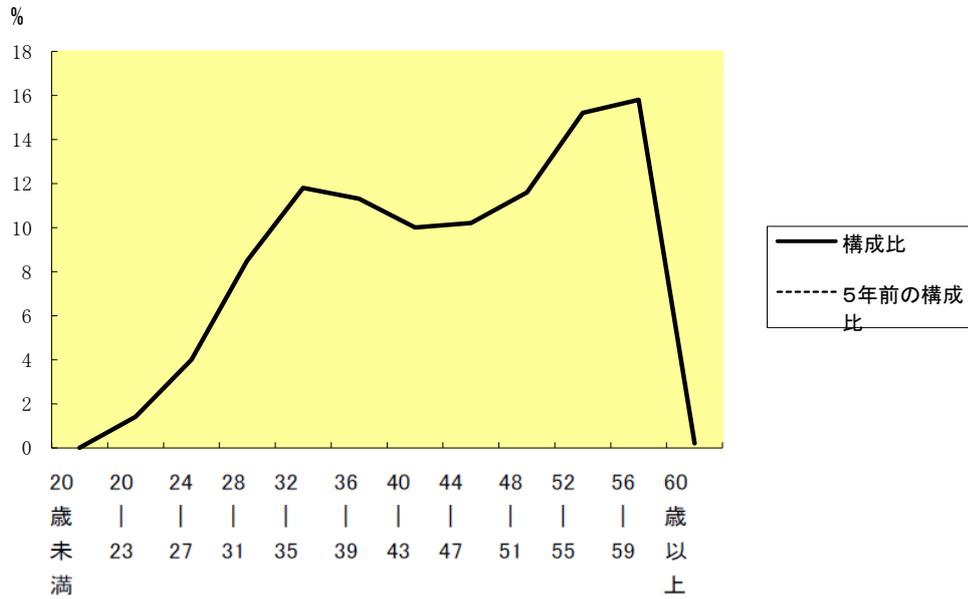
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	議会	6	6	0	事務の見直し、戸籍電算化業務終了等縮小 事務の見直し縮小 事務の見直し縮小 道路管理業務増 保育所等の指定管理者制度導入による減 ごみ収集業務委託による減 <参考> 人口1万人当たり職員数 76.12 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.21 人)
	総務	129	123	-6	
	税務	37	37	0	
	労働	0	0	0	
	農水	41	38	-3	
	商工	22	20	-2	
	土木	52	53	1	
	民生	115	112	-3	
	衛生	65	58	-7	
	計	467	447	-20	
教育部門	102	97	-5	欠員不補充	
消防部門	0	0	0		
小 計	569	544	-25	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.63 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 82.18 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	21	17	-4	病院の診療所化に伴う減 組織機構改革に伴う減 後期高齢者医療広域連合派遣者計上による増
	水道	29	29	0	
	下水道	14	11	-3	
	その他	25	26	1	
	小 計	89	83	-6	
合 計	658	627	-31	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.77 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む。)である。
 2 []内は、条例定数(教育長を除く。)の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	25人	53人	74人	71人	63人	64人	73人	95人	99人	1人	627人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年6月6日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年6月6日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
714人	630人	84人	11.64%

(注) 市町村合併した平成17年6月6日からの期間である。

(参考) 宮古市定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年6月6日	平22年3月31日	84人の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	17年～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
一般行政	職員数	505	488	467	447		—	458
	増減		▲ 17	▲ 21	▲ 20		▲ 58 (123.4%)	▲ 47
教 育	職員数	116	105	102	97		—	89
	増減		▲ 11	▲ 3	▲ 5		▲ 19 (73.1%)	▲ 26
消 防	職員数	0	0	0	0		—	0
	増減		0	0	0		(%)	0
公 営 企 業 等 会 計	職員数	93	90	89	83		—	83
	増減		▲ 3	▲ 1	▲ 6		▲ 10 (100.%)	▲ 10
計	職員数	714	683	658	627		—	630
	増減		▲ 31	▲ 25	▲ 31		▲ 87 (104.8%)	▲ 83

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,312,234	164,260	189,948	14.5	13.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
19年度	29	121,509	18,249	50,190	189,948	6,550	6,874

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- この給与・定員管理等についての公表は、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について（平成19年9月7日付け総務省自治行政局公務員部長通知）に示された様式により作成しています。
 ○平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	47.7 歳	369,572 円	551,143 円
団体平均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円
事業者	- 歳		- 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮古市水道事業所		宮古市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成19年度)		1人当たり平均支給額(平成19年度)	
1,792 千円		1,630 千円	
(平成19年度支給割合)		(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50 月分	3.0 月分	1.50 月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%		役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成20年4月1日現在)

水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)			(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)		
1人当たり平均支給額	- 千円	24,728 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	26,488 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
該当手当なし	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	543 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	25,876 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	72.4 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	右記の業務に従事する職員	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	1件 330円
劇薬物取扱手当	右記の業務に従事する職員	劇薬物を取り扱う業務	1日 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	9,914 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	342 千円
支給実績(平成18年度決算)	7,707 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	266 千円

カ その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目 月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場 合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,0 00円が加算される。	同じ	—	5,344 千円	254,452 円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を 負担している場合、家賃の額に 応じ月額27,000円まで 2 自宅居住者 月額 3,000円(新築、購入から 5年以内)	異なる	国: 自宅居住者 2,500円	1,083 千円	135,425 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ 月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応 じ月額35,000円まで	異なる	交通機関 等利用者 の限度額並び に自家用車 等利用職員 の通勤距離 区分と支給 額	1,495 千円	57,503 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 20,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,100円 その他の職員 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	異なる	国: 勤務1時間当 たりの給与額 の算定に、 初任給調整 手当、月額 で定められる 特殊勤務手 当を含まな い。	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務 した場合 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円 診療所長、同副所長 35,400円 ～54,500円 (経過措置による加算有り)		国: 俸給の特別 調整額として 支給	519 千円	519,240 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必 要により、週休日、休日に勤務した場 合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむ を得ず配偶者と別居することとなった 職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加 算有り)	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 -	千円 -	千円 -	% -	% -

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

イ 特記事項

- この給与・定員管理等についての公表は、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について(平成19年9月7日付け総務省自治行政局公務員部長通知)に示された様式により作成しています。
- 平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	44.2 歳	346,173 円	509,457 円
団体平均	44.6 歳	372,307 円	570,494 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		宮古市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成19年度) - 千円		1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,630 千円	
(平成19年度支給割合)		(平成19年度支給割合)	
期末手当 - 月分 (-)月分	勤勉手当 - 月分 (-)月分	期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

下水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)			(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	26,488 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
該当手当なし	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績(平成19年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	- 千円
支給実績(平成18年度決算)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	- 千円

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目 月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	—	- 千円	- 円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで 2 自宅居住者 月額 3,000円(新築、購入から5年以内)	異なる	国: 自宅居住者 2,500円	- 千円	- 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ 月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ 月額35,000円まで	異なる	交通機関等利用者の 限度額並びに自家用車 等利用職員の 通勤距離 区分と支給 額	- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 20,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,100円 その他の職員 4,200円	同じ	—	- 千円	- 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	異なる	国: 勤務1時間当 たりの給与額 の算定に、 初任給調整 手当、月額 で定められる 特殊勤務手 当を含まない。	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務 した場合 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	—	- 千円	- 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円 診療所長、同副所長 35,400円 ～54,500円 (経過措置による加算有り)		国: 俸給の特別 調整額として 支給	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により、週休日、休日に勤務した場合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	—	- 千円	- 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加算有り)	同じ	—	- 千円	- 円